

陳情番号	件名
第 11 号	排泄課題を抱える障害児者への日常生活用具の認定に関する ことについて
受理年月日	
7.5.16	

陳情の趣旨

■陳情の趣旨

排泄予測支援機器「DFree」を神奈川県相模原市において、日常生活用具として認定いただきたく陳情いたします。

令和 6 年 3 月の障害保健福祉関係主管課長会議資料「日常生活用具給付等事業の適正な実施について」には、「日常生活用具給付等事業については、その事業費が年々増加傾向にあり、今後とも安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。このため、各市町村においては、平成 18 年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。」と記載があります。これに基づき、排泄予測支援機器を日常生活用具として追加認定いただくことを市に求めて頂きますよう陳情いたします。

■陳情理由

1. 陳情に関する基本情報、排泄に関する情報

- ・ 11 歳、女兒/療育手帳 A1（最重度）/身体障害者手帳 1 級/脳性麻痺/肢体不自由
 - ・ コミュニケーション：気管切開のため発語無し、モニター等様々な方法で意思疎通
 - ・ ADL や移動状況：寝たきり、移動は車いす
 - ・ 排尿状況：4 時間おきに導尿
 - ・ 排尿に対し、抱えていた悩み：尿量の溜まり具合に差があり、導尿の適切なタイミングが不明。時間で定期的に行っても日によって尿量が異なる。貯めすぎてしまった結果何回か尿路感染も起こり、不安を抱いています。また、導尿をしたのに尿がたまっていなかったなど、本人への負担も減らしてあげたいと考えていました。
- 上記状況から、「DFree」を使うことで、適切なタイミングで導尿ができるのではないかと思います、利用を始めました。

2. 排泄予測支援機器「DFree」は超音波センサーにより膀胱を経時的にモニタリングし、膀胱内の尿のたまり具合を0～10で数値化します。その数値は専用タブレットや自身のスマートフォンから確認でき、排尿のタイミングを予測し、排尿の機会を本人または介助を行う者に通知することができます。我が家では「DFree」の活用を始めてから、数値化された尿量をもとに導尿することで、今までのように少なすぎる、多すぎるといった尿量の変化に悩むことが無くなりました。何より、本人への負担も軽減出来ました。また、溜まり具合の傾向値がデータで見えるため、納得しながら調整しつつ導尿することもできています。このように、尿意を感じることができない障害児者にとってDFreeは非常に有用です。DFreeは令和4年4月に特定福祉用具に認定され、介護保険適用となっている。ぜひ障害児者にも負担が少なく購入できるようになることを求め、上記事項を陳情いたします。

陳情番号	件名
第 17 号	不妊治療に対する助成制度の創設に関することについて
受理年月日	
7.7.22	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

相模原市において、不妊治療に対する助成制度を早急に整備することを市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

陳情の理由

現在、国の保険診療によって不妊治療が一定回数まで保険適用されるようになりましたが、実際の不妊治療にかかる費用は高額であり、多くの夫婦が経済的な負担に苦しんでいます。検査や手術、さらに高い妊娠成功率が期待される先進医療（タイムラプス法など）は保険適用外であり、実費負担が何十万円にも上ります。

東京都をはじめ、近隣自治体では不妊治療への助成金（例：15万円）が支給されており、子育て世代への支援が制度として整備されています。しかし、相模原市には現時点で不妊治療に対する公的な助成制度がなく、非常に厳しい状況です。

子どもを望み、未来を担う世代を支えることは、自治体にとって重要な使命だと考えます。不妊治療は一時的な出費ではなく、長期間にわたる「時間」と「お金」との闘いであり、少しでも自治体の支援があれば希望を持てる夫婦が増えるはずです。

相模原市が、子育て世代にやさしいまちとして、実効性のある支援策を講じてくださることを強く願い、不妊治療に対する助成制度の創設を市に対して求めていただきますよう陳情いたします。子どもを授かることを切に願い、不妊治療を続ける30代夫婦より。

陳情番号	件名
第 18 号	「はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度」の廃止に関する ことについて
受理年月日	
7.7.22	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

相模原市において実施されている「はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度」の廃止を市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

陳情の理由

現在、相模原市では「はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度」が実施されており、79歳までは所得制限あり、80歳以上は所得制限なく、1枚1,000円、年間最大12枚分の施術料助成券が交付されております。この制度は健康寿命の延伸を目的とした大切な支援であるとは理解しておりますが、過度な支援だと感じております。子育て支援は子育て応援ギフト5万円が1回のみであり公平性に欠けると思わざるを得ません。限られた財源の中で相模原市が真に「子育てしやすいまち」を目指すのであれば、本陳情の内容を市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

陳情番号	件名
第 19 号	国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上、並びにゆきとどいた教育の実現を求めることについて
受理年月日	
7.7.28	

陳情の趣旨

1. 陳情趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- (2) ゆきとどいた教育を実現するために、中学校の35人学級を計画的に進めるとともに、教職員の定数拡充、スクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、介助員等の専門スタッフ職の拡充及び常勤化、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。
- (3) 教員の未配置を解消し、一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を実現するために、教職員の労働条件を改善すること。

2. 陳情理由

今、義務教育に求められているのは、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠です。しかし、2006年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われており、地方自治体の財政を圧迫しています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償給与制度を堅持する必要があります。

また、学校現場においては、いじめや不登校、外国につながる子どもなど、様々な支援を必要としている子どもに対する複雑かつ困難な対応が求められていることから、現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、抜本的に教職員の定数を改善する必要があります。さらに、過去最多となっている不登校の子どもとその保護者への支援を充実させるため、相談や心のケアなどを担うスクールカウンセラー及び、福祉の専門性を持ち、子どもと学校と社会とのつながりを支援するスクールソーシャルワーカーを、国の予算において、すべての学校に常勤として配置する必要があります。

相模原市においては、「第2期学校現場における業務改善に向けた取組方針」に基づき、「学校現場業務改善推進会議」において長時間労働是正に関わる議論が行われ、教育委員会を中心に具体的な取組がすすめられていますが、相模原市の教員の超過勤務時間の実態調査によれば、2024年4月において、時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合は、小学校において約7.9%、中学校において約20.1%となっており、教職員の命と健康、生活が蔑ろになっています。

自己都合退職、メンタル疾患等による病気休職に加え長時間労働など過酷な労働環境等によって教員志望の学生が減少しています。学校現場において「教員の未配置（教員不足）」が発生し、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われているとは言い難い状況があります。

未来を担う子どもたちを育む本市の学校現場において、「使命感」や「献身性」に依拠しないためにも、教職員の長時間労働是正は子どもに寄り添い向き合う時間の確保のために重要であり、中学校35人学級の実施に向けた教職員定数の実質的な増員や専門スタッフの拡充は欠かせません。さらには、「教員の未配置」など、あつてはなりません。

子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2026年度政府予算編成において、上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳情番号	件名
第 20 号	相模原市役所周辺駐車場料金の無料時間に関するについて
受理年月日	
7.8.12	

陳情の趣旨
陳情の趣旨 相模原市役所周辺駐車場料金の無料時間を2時間から1時間へ変更（2024/7/12実施）されたことについて、相模原市からお知らせがありましたが、変更前の2時間へ戻すことを市に対して求めていますよう陳情いたします。 陳情の理由 ・ 私たち「高齢者のための健康体操サークル」は毎週水曜日、体の免疫力を高め、病気になりにくい体力づくりをしていて、神奈川県での医療費軽減にも貢献していると自負しています。 ・ 駐車場料金の無料時間が1時間に短縮されたことにより超過料金負担額が2～3倍になり、毎月2,000円前後にものぼり、会費を含めると、毎月4,000円弱の個人支出を余儀なくされています。 ・ 駐車場料金の無料時間短縮により、私たち年金生活者からは、やるせない不満、つまり、今回の変更は、体のいい値上げ、との声が噴出してきており、中には、毎月の支出に耐えられず、やめざるを得ない、という人も出てきています。（今年4月の総会にて） ・ 相模原市役所周辺の対象駐車場は6か所あり、その周りの施設で行われている健康体操、ヨガ、ダンスなど、そのサークル・団体数は、100以上あり、その中で、かなりの駐車場利用者が同じような影響を受けていると思います。 何卒、駐車場料金の無料時間を2時間へ戻すことを市に対して求めていますよう、よろしくお願い申し上げます。

陳情番号	件名
第 21 号	公共施設内での労働組合加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求めることについて
受理年月日	
7.8.20	

陳情の趣旨

<陳情理由>

「ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会」は、自治体職員に対する心理的圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘行為は看過できない問題であると考え、神奈川県内の全市町村に対し陳情を提出し、その結果、2025年6月議会では神奈川県で陳情が了承され、又16の市町村でも採択され大きく改善されました。

しかしながら、職員が望まない形で支出を行わざるを得ない事例は、政党機関紙に限らず、特定労働組合（例：自治労、自治労連）への加入・継続に関しても同様に報告されています。そこで今回は「自治労と自治労連から国民を守る党」と連名で陳情を行い、特定労組への加入・継続および政党機関紙の購読勧誘に関する二つの問題について、改善を強く求めるものです（添付資料参照）。

第一に、労働組合（職員団体）への加入についてです。自治労や自治労連等の労働組合への加入が、職場内における「空気」や、先輩職員からの無言の働きかけなどにより、「加入して当然」との認識が根付いている例が見受けられます。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入・脱退を判断する自由が実質的に尊重されていない、との懸念があります。

たとえば自治労は全国平均で63%の高い加入率（2023年時点）を維持しており、相模原市では3,796人が加入しているとの調査（総務省 2023年）があります。加入後は、給与の約2%（平均月額4000～6000円程度）が毎月組合費として引き落とされ、20年在籍すれば約120万円にも及ぶ計算となります。これほどの個人負担について、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきです。

しかしながら現場では、組合の活動や負担金の内容について十分な説明がなされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されています。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、「一度入ると抜けにくい」として継続を余儀なくされているとの声も少なくありません。自治体によっては、脱退を申し出たことで職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されています。

加えて問題なのは、当該労組が特定政党・政治家への資金的・人的支援を行っているケースです。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包しています。

第二に、地方議員による政党機関紙の購読勧誘の問題です。庁舎内で議員が職員に対して政党機関紙の購読を勧誘する行為は、「議員からの働きかけは断りづらい」「断れば業務上の不利益を被るのではないか」といった心理的圧力を職員に与えることが多く、当該職員に精神的・経済的負担を強いている現状があります。

実際、全国33自治体で調査が実施されましたが、平均して57%の管理職が「心理的圧力を感じた」と回答しました。例えば、令和6年に東京都港区が行った調査では、購読勧誘を受けた管理職の79%が「心理的圧力を感じた」と答えています。

さらに現在購読中の職員においても「購読をやめたいが、断りにくく続けている」との声があります。山形市調査（令和7年）では心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけでした。「自由意志による購読」という建前とは裏腹に、実際は「意に反した購読」が庁舎内で放置されているのです。

実際に、これらの問題に対応するため、85もの地方議会において、庁舎内の政党機関紙勧誘・配達・集金に関する実態調査や自粛を求める陳情や請願が採択されました。

特に、日本共産党所属の地方議員による機関紙販売が、庁舎管理規則に反して行われている点は、全国の自治体調査や議会質疑でたびたび指摘されています。加えて、職員が支払う購読費が特定政党の政治活動資金に使われている実態は、上記の労組問題と本質的に共通する課題です。

このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低減させ、さらに行政の健全性・中立性を損なう危険性があります。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっています。現在、全国121自治体でハラスメント防止条例が制定されており、貴自治体においても的確な対応が求められます。

本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また業務上「不当な心理的圧力」から保護されるよう求めるものです。同時に、住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという、極めて建設的な提案であると確信しております。

まずは、実態把握に向けた調査の実施と、必要に応じた是正措置の検討を、貴自治体においてお願い申し上げます。市に文書にて求めているにもかかわらず陳情いたします。

<陳情項目>

- ① 自治労、自治労連等の労働組合に加入・継続にあたり、職員が負担感や心理的圧力を感じていないか、また加入時に十分な説明を受けたかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。
- ② 庁舎内において、地方議員から職員への政党機関紙の購読勧誘の有無、また勧誘時に心理的圧力が生じていないかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。
- ③ 上記の調査により、心理的圧力や経済的・精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講じてくださること。

陳情番号	件名
第 22 号	「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」にかかわることについて
受理年月日	
7. 8. 20	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

本市で行われている乳児等通園支援事業の運用について、以下の基準を設けることを市に対して求めることを陳情いたします。

- ①対象施設から営利事業者を除外すること。また、認可外保育施設について、監査による指摘が改善されていない施設は、事業認可を行わないこと。
- ②監査は、必ず1年に1回実施すること。また、事業を実施する施設には、定期的に訪問し、実施状況や内容を確認するとともに、必要に応じて助言や援助を行うこと。
- ③必ず初回面談を実施する仕組みとすること。
- ④利用方法は定期利用のみとし、自由利用は行わないこと。
- ⑤実施方法は一般型（専用室独立実施型）を基本とし、余裕活用型で実施する場合でもすべて有資格者を配置すること。

理由

政府・こども家庭庁は、2025年度に「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施するとしています。

本市は、2024年度から試行的事業を開始しており、来年度の給付制度開始を踏まえて実施施設の拡充が^要必用との見解を示しています。

この制度は、利用者と事業者の直接契約ですが、新たな給付のための利用者の認定、事業を実施する事業者の認可は自治体の業務とされており、事業をどのように実施し、どのような事業者を認可するなどを決めるのは、実施主体の自治体となります。

この制度は、預けられる子どもの不安や預かる施設の負担、多様な事業者の参入が認められていること、一般型では有資格者の配置が半数でも可能とされているなど、さまざまな問題があります。よりよい制度・条件等で実施するには、預けられる子どもと預ける保護者の不安を取り除くこと、受け入れる現場の負担を軽減させることなどが必要です。

陳情番号	件名
第 23 号	相模原南市民ホールの利用延長に関するについて
受理年月日	
7.8.21	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

相模原南市民ホールが2026年3月末をもって廃止されることになってい
ますが、~~2028年~~^{2027年3月}まで~~廃止~~を延長し、利用できるような~~とていただきました~~陳情い
たします。
利用期間にすることを市に求めていますよう

陳情の理由

相模原南市民ホールの廃止にともなう代替施設として、相模女子大学グリー
ンホールの大ホールと多目的ホールなどがあげられました。しかしながら、多目
的ホールは、舞台芸術を上演するには適しておりません(2024年4月22日
に文化振興課とともに査察し、~~そのことは承知しています。~~^{ました。}

また、相模女子大学グリーンホール大ホールが、2026年4月9日から20
27年3月31日まで改修工事が予定されています。このことは、代替施設とし
て検討していた団体にとっては寝耳に水のことでした。

相模原南市民ホールが廃止されますと、相模大野周辺で舞台芸術を上演する
~~する~~ホールがなくなります。南区合同庁舎も改修され、新しい南区の発展のため
にも、演劇・音楽などの舞台芸術による文化興隆は必要です。その核ともなりう
る相模原南市民ホールが一日でも長く利用できるよう陳情します。

陳情番号	件名
第 24 号	相模原南市民ホールの利用延長に関するについて
受理年月日	
7.8.21	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

相模原南市民ホールが2026年3月末をもって廃止されることになってい
ますが、2027年3月まで~~廃止を延長し~~、利用できるような~~していただきたく~~陳
情いたします。
利用期間にすることを市に求めていた（市側より）

陳情の理由

相模原南市民ホールの廃止にともなう代替施設として、相模女子大学グリー
ンホールの大ホールと多目的ホールなどがあげられました。しかしながら、多目
的ホールは、舞台芸術を上演するには適していません（2024年4月22日
に文化振興課とともに査察し、~~そのことは承知と思ひます。~~ ^{ました。}）。

また、相模女子大学グリーンホール大ホール^は、2026年4月9日から20
27年3月31日まで改修工事が予定されています。この突然の発表に代替施
設として利用することで、創造団体ともお話をしていたのに、困惑しています。

相模原南市民ホールが廃止されますと、相模大野周辺で舞台芸術を上演する
~~する~~ホールがなくなります。南区合同庁舎も改修され、新しい南区の発展のため
にも、演劇・音楽などの舞台芸術による文化興隆は必要です。その核ともなりう
る相模原南市民ホールが一日でも長く利用できるよう陳情します。

陳情番号	件名
第 25 号	相模原南市民ホールの利用延長に関するについて
受理年月日	
7.8.22	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

相模原南市民ホールが2026年3月末をもって廃止されることになっていますが、2027年3月まで利用期間を延長し、利用できるようにすることを市に求めていますよう陳情いたします。

陳情の理由

相模原南市民ホールの廃止にともなう代替施設として、相模女子大学グリーンホールの大ホールと多目的ホールなどがあげられました。しかしながら、多目的ホールは、舞台芸術を上演するには適しておりません(2024年4月22日に文化振興課とともに査察しました)。

また、相模女子大学グリーンホール大ホールは、2026年4月9日から2027年3月31日まで改修工事が予定されています。この突然の発表に代替施設として利用することで、創造団体ともお話をしていたのに、困惑しています。

相模原南市民ホールが廃止されますと、相模大野周辺で舞台芸術を上演するホールがなくなります。南区合同庁舎も改修され、新しい南区の発展のためにも、演劇・音楽などの舞台芸術による文化興隆は必要です。その核ともなりうる相模原南市民ホールが一日でも長く利用できるよう陳情します。